

令和4年7月8日

各給付認定保護者の皆様へ

社会福祉法人一峰会 一峰こども園  
理事長 小板橋 浅夫

### 令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

平素より、一峰こども園の運営に関し、ご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

**令和3年度**、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各給付認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（裏面参照）から、各給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが個別にお問合せいただければと思います。

このお知らせは、\*法定代理受領した施設型給付費等の額について、給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和3年度の実績をご報告するものです。これにより追加の給付や利用者負担額（保育料）の支払い等が発生するものではありません。

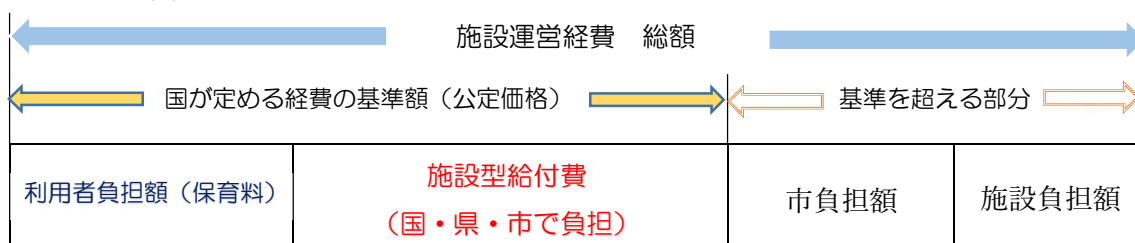
\*法定代理受領とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市から本園に対して直接支払いが行われています。（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

### ◎施設型給付費とは

お子さん一人当たりの保育に要する経費のうち、国が定めた基準で算定した額（公定価格）から利用者負担額（保育料）を差し引いた公費による負担額です。

$$\text{施設型給付費} = \text{国が定める経費の基準額（公定価格）} - \text{利用者負担額（保育料）}$$

イメージ図



\*裏面に**令和3年度の国が定める経費の基準額(月ごとの公定価格)**を掲載します。

令和3年度の公定価格の額について

貴施設における令和3年度の公定価格の額は、下表に記載のとおりです。これをもとに、各教育・保育給付認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

※子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

（単位：円）

認定区分	年齢区分	令和3年度 各月における園児1人当たり公定価格の額														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
教育認定子ども (1号)	4歳以上児	175,550	175,550	175,550	173,300	172,360	172,360	172,360	170,740	170,740	170,740	170,740	170,740	170,740	170,740	170,740
	3歳児	191,580	191,580	191,580	189,330	188,390	188,390	188,390	186,770	186,770	186,770	186,770	186,770	186,770	186,770	186,770
	満3歳児	191,580	191,580	191,580	237,640	236,700	236,700	236,700	235,080	235,080	235,080	235,080	235,080	235,080	235,080	235,080
保育認定子ども (2・3号)	4歳以上児	50,090	50,060	50,060	50,060	50,090	50,060	50,060	50,120	50,120	50,120	50,030	50,030	50,030	50,000	55,690
	3歳児	46,040	46,010	46,010	46,010	46,040	46,010	46,010	46,070	46,070	46,070	45,980	45,980	45,980	45,950	51,640
	1.2歳児	65,610	65,580	65,580	65,580	65,610	65,580	65,580	65,640	65,640	65,640	65,550	65,550	65,550	65,520	71,210
0歳児	標準時間	61,560	61,530	61,530	61,530	61,560	61,530	61,530	61,590	61,590	61,590	61,500	61,500	61,500	61,470	67,160
	短時間	110,450	110,420	110,420	110,420	110,450	110,420	110,420	110,480	110,480	110,480	110,390	110,390	110,390	110,360	116,050
	標準時間	106,400	106,370	106,370	106,370	106,400	106,370	106,370	106,430	106,430	106,430	106,340	106,340	106,340	106,310	112,000
0歳児	標準時間	189,250	189,220	189,220	189,220	189,250	189,220	189,220	189,280	189,280	189,280	189,190	189,190	189,190	189,160	194,850
	短時間	185,200	185,170	185,170	185,170	185,200	185,170	185,170	185,230	185,230	185,230	185,140	185,140	185,140	185,110	190,800
	標準時間															

※1 各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たり公定価格の額を記載しています。月を通して在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合には、当該額を日割計算した額となります。施設が代理受領した施設型給付費等の額は、この額から各教育・保育支給認定保護者が負担した利用者負担額（保育料）を差し引いた額となります。